

## ◆ NPO 法人と選挙について

### ■立候補について

特定非営利活動促進法では、NPO 法人（特定非営利活動法人）の役員（理事や監事）が地方選挙や国政選挙に立候補することについて、特に制限はありません。

また、落選した場合には一般市民に戻るため、立候補の段階では、役員を辞任する必要もありません。

### ■選挙応援について

個人が立候補者の応援をすることは特に制限がありませんが、特定非営利活動法人（団体）として応援することについては制限があります。

◆特定非営利活動促進法第2条第2項第二号ハに抵触するおそれがあり、法人の運営上支障をきたすことがあるため、選挙の応援をすることは望ましくありません。

☞特定非営利活動促進法第2条第2項第二号ハ

特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

◆また、個人で応援をする場合にも個人の肩書きに「NPO 法人〇〇役員△△」と明記することは、法人が応援していると誤解を受ける場合があるため、望ましくありません。

### ■当選したら

特定非営利活動促進法上は辞任する必要はありません。

ただし、例えばその当選者が大臣や政務官になった場合、大臣規範があるため、場合によっては辞任の必要があります。また、地方自治法では、自治体の首長や議員になった場合、法人が自治体と請負の関係になることができませんので、その場合は理事を辞さねばなりません。